

平成30、31年度鳥取県後期高齢者医療保険料率について

平成30年2月2日に開催された鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、下記のとおり平成30、31年度の保険料率が決定しました。

1 平成30、31年度の保険料率

○保険料の所得割率 100分の8.07

○保険料の均等割額 42,480円

(※平成28、29年度と変更ありません。)

2 平成30年度における保険料計算における変更点について

①賦課限度額の変更

後期高齢者医療保険料の一人当たりの年額保険料の限度額は6.2万円です。

②均等割額の軽減対象者の拡大

世帯の所得に応じて軽減される均等割の5割軽減と2割軽減の対象が拡大されます。

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等 （世帯主と被保険者により判定）	軽減後 均等割額
9割	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額(33万円)+27万5千円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額(33万円)+50万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

③所得割額の軽減措置の廃止

基礎控除後の総所得金額等が5.8万円以下の低所得者に適用されていた所得割額の軽減措置は廃止されます。

③被扶養者であった方の均等割軽減割合の変更

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。